

## 検針票等の扱いについて（改訂版）

資源エネルギー庁  
新エネルギー等電気利用推進室

### 趣旨

「新エネルギー等電気相当量記録届出書（様式第6）」又は「義務履行量届出書（様式第13）」を提出する際、電気事業者又は新エネ発電事業者は、「新エネルギー等電気利用（又は供給）量を証する書面」等を政府に提出する必要があります。

また、電気事業者又は新エネ発電事業者は、法第11条に基づき、「新エネルギー等電気利用（又は供給）量を証する書面」等を事業所ごとに保存する必要があります（帳簿保存義務）。

本ペーパーは、上記のような場合において提出・保存する書面、当該書面を用いた「新エネルギー等電気利用（供給）量」の計算方法、その他当該書面に係る注意事項等について整理したものです。

なお、バイオマス発電の場合にあっては、「新エネルギー等電気利用（供給量）を証する書面」に加えてバイオマス比率及びその算定根拠が必要となります。

また、認定を受けた発電設備に付随する電力量計によって確認された電気量が、例えば一部発電所内の施設で消費されるなど、系統（特定電気事業者にあっては自営線。以下同じ。）に全量潮流しない場合にあっては、当該電気量から所内消費分を差し引くなどして、当該電気量のうち系統押し出しに寄与した分のみを計算して法律上の新エネルギー等電気量とすることになりますが、その際、計算内容及びその計算に用いる数字の根拠となる検針票等が必要となりますのでご注意ください。

## ・届出時に提出する「新エネルギー等電気利用（供給）量を証する書面」

電気事業者又は新エネ発電事業者は、「新エネルギー等電気相当量記録届出書」又は「義務履行量届出書」を提出する際、「新エネルギー等電気利用（供給）量を証する書面」として「検針票」（１）の写しを添付する必要があります。

「検針票」に係る詳細内容については、下記を参照してください。

（１）「検針票」とは、個々の発電設備毎に電力量計の実地検針を行った結果を一次情報として記録した書面（当該実地検針の結果を検針用携帯式電子端末に入力し、当該記録された情報を出力した書面を含む。）をいう。

### 1. 電気事業者が提出する検針票

検針票の写しには、発電設備名称（発電設備名称と購入元発電事業者名が同一である場合はいずれかが記載されていれば可。以下同じ。）、利用電気量、利用期間、購入元発電事業者名（他から購入した場合に限る。）及び検針者名（検針者の署名又は押印でも可。以下同じ。）が記載されている必要があります。

ただし、自動検針方式（２）の場合にあっては、その自動検針装置に記録された情報を出力した書面で足り、そこには発電設備毎の発電設備名称、利用電気量、利用期間及び購入元発電事業者名（他から購入した場合に限る。）が記載されている必要があります。

また、太陽光発電設備については、上記のいずれかによるか、又は上記の情報を集約した表を提出するものとします。表による場合にあっては、発電設備の名称、設備ID、利用電気量、利用期間及び購入元発電事業者名（他から購入した場合に限る。）が記載されている必要があります。

なお、上記のいずれについても、押印は不要です。

（２）「自動検針方式」とは、発電設備に付属する通信機能付の電子式電力量計から送信される当該発電設備の累積電気量の指示数等を、自動検針装置（これに付属する記録用電子計算機を含む。以下同じ。）により受信及び記録し、その記録された指示数等をもって当該発電設備の電気量を確認する方式をいう。

### 2. 発電事業者が提出する検針票

検針票の写しには、発電設備名称、供給電気量、供給期間、供給先電気事業者名及び検針者名が記載されている必要があります。

ただし、自動検針方式の場合にあっては、その自動検針装置に記録された情報を出力した書面で足り、そこには発電設備毎の発電設備名称、供給電気量、供給期間及び供給先電気事業者名が記載されている必要があります。

また、太陽光発電設備については、上記のいずれかによるか、又は上記の情報を集約した表を提出するものとします。表による場合にあっては、発電設備の名称、設備ID、供給電気量、供給期間及び供給先電気事業者名が記載されている必要があります。

なお、上記のいずれの場合についても、押印は不要です。

### 3. 検針票が多数となる場合の扱い

義務履行届出及び新エネ等電気相当量記録届出において、月単位で検針を行っている場合の検針票（ただし、バイオマス発電設備は除く。）の提出については、年度又は届出期間の始期と終期の検針票を提出し、年度又は届出期間中途の検針票は当該期間の月別検針一覧表（任意書式で利用電気量と利用期間を含んだもの）を個別検針票に代えることができます。

例：2003年4月～2004年3月の期間についての届出を行う場合  
2003年4月と2004年3月の検針票及び2003年4月～2004年3月の間の検針一覧表を提出する。

なお、次の場合は、検針票の提出省略期間が異なるので留意して下さい。

- (1) 年度中途に取引用電力量計を取替えた（更新した）場合は、同一の電力量計を用いる期間の始期・終期の検針票と年度又は届出期間の検針一覧表を提出し、同一の電力量計を用いる期間の中途の個別検針票に代えることができます。
- (2) 年度中途に、電力量計を新たに設置したなどにより新エネ等電気供給量の算出方法を変更した場合には、同一算出方法による期間の始期・終期の検針票と届出期間の検針一覧表を提出し、同一算出方法による期間の中途の個別検針票に代えることができます。

#### 「新エネルギー等電気利用（供給）量を証する書面」の帳簿保存

電気事業者又は発電事業者は、上記 . において届け出た書面か、又はこれらの書面に記載された情報を集約した表を保存するものとします。ただし、上記 . において表を届け出た場合にあっては、当該表を保存するものとします。

また、上記 . において届け出た書面に記載された情報を表に集約して保存する場合において、当該書面を新エネルギー等電気相当量記録届出に用いているときは、少なくとも当該新エネルギー等電気相当量記録届出に係る新エネルギー等電気の利用（又は供給）期間を最小単位として集約する必要があります。（例：4月から6月までの3ヶ月分の新エネルギー等電気利用（又は供給）量を新エネルギー等電気相当量として記録届出した場合は、帳簿保存に際して少なくともその3ヶ月を最小単位として集約する。）

なお、上記のいずれの場合についても、押印は不要です。

## ・新エネルギー等電気利用（供給）量の計算方法

「新エネルギー等電気相当量の記録届出」又は「義務履行量届出」等を提出する際には、検針票（写し）を添付し、当該検針票に記載された電気量を基に、「新エネルギー等電気利用（供給）量」を算出します。

この際、以下に従い、「新エネルギー等電気利用（供給）量」を計算するものとします。

なお、具体的計算例については、添付1を参照してください。

### 1. 新エネ等電気利用（供給）量の基本的計算方法

(1) 新エネ等電気利用（供給）量は、検針票の検針期間において系統（特定電気事業者にあつては自営線）に流れた電力量を測定する。

(2) 検針票は原則として一度しか提示できない。つまり、ある期間に係る検針票を届出書の添付書類とする場合、当該期間に係る電力量が記載された検針票は、次回以降の届出書の添付書類とすることはできない。（二重に提示した場合は虚偽申告となる。）

ただし、年度をまたがる検針票を届出に利用し、次年度に係る電力量を切り捨てた場合にあつてはこの限りではない。

#### <補足>

- ・ 複数回の検針結果を1枚に集約して記載する検針票を、例えば、年度途中の届出に利用した場合は、新たな検針票に検針結果を記載する必要がある。
- ・ この場合において、毎回の検針値を記載し、その差分から電力量を把握する検針票においては、届出に利用した期間の最終の検針値を転記した新たな検針票を作成し、その後の検針を行うものとする。
- ・ 具体例については、添付2を参照のこと。

(3) 以下のケースに該当する場合は、必ず日割り計算により新エネ等電気利用（供給）量を算出。（日割りした計算式を提出する必要はない。）

#### 日割り計算を行って算出するケース

ケース	計算方法
A 認定日が検針期間途中にある場合	日割り計算により認定日の前日以前の電力量を切り捨てる。
B 年度と[ + 1 ]年度にまたがる検針票を[ + 1 ]年度の電気利用（供給）量の算出に使用する場合	日割り計算によりX年度分の電力量を切り捨てる。
C 年度と[ + 1 ]年度にまたがる検針票を年度の電気利用（供給）量の算出に使用する場合（4月の相当量の記録に充てる場合を除く。参照）	日割り計算により[ + 1 ]年度分の電力量を切り捨てる。

#### 日割り計算を行うにあたっての注意点

- ・ 検針時間が明らかな場合であっても単純日割り計算を行うものとする（検針時間を考慮した計算はしない）。
- ・ kWh単位小数点以下は四捨五入とする。

(4) 同一設備に係る複数の検針結果を、いずれかの届出期間にまとめて届出することも可能。

なお、ある年度中に利用(供給)した電気を新エネルギー等電気相当量として口座に記録する場合は、遅くとも当該年度の翌年度の4月末日までに届出を行う必要がある。

## 2. 太陽光等発電等の計算方法

太陽光等発電等による新エネ等電気利用量で、電気事業者と販売電力量料金単価で余剰電力を購入する契約を締結しているものについては、上記取扱いにかかわらず、利用電力量の算定期間は料金調定月によることとする。(例えば、検針日が毎月15日～翌月14日の場合、4月の検針結果(3月15日～4月14日の電力量)は4月分とし、当該年度の利用電力量として扱う。)ただし、制度開始年においては、3月分は切り捨てで、4月分のみ日割計算して算入する。

### 年度をまたぐ検針票を相当量の記録届出に使用する場合の注意点

年度をまたぐ検針票を「新エネルギー等電気相当量記録届出」に使用する場合(3)、相当量の有効期限が変わってくることから、下記～に従って届出を行うものとする。

具体例については、添付1及び添付3参照のこと。

3: このケースは、年度と[ + 1 ]年度にまたがる検針票を[ + 1 ]年4月末日までに届出する場合に限定。

日割り計算により 年度と[ + 1 ]年度の電力量を算出する。

同一の新エネ等電気相当量記録届出書での届出を可とするが、届出書2枚目の「新エネルギー等電気供給内容」は 年度と[ + 1 ]年度を別葉にして提出すること。

この際、kWh単位小数点以下は四捨五入を原則とする。



【補足】毎月の検針日が決まっている場合の日割り計算の例

・検針期間が3月3日～4月3日で、電力量1,000kWhの場合

・3月分：  $1,000\text{kWh} \times 29 / 32 = 906.2\text{kWh}$

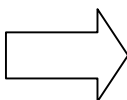
・4月分：  $1,000\text{kWh} \times 3 / 32 = 93.7\text{kWh}$

複数回の検針結果を1枚に集約した検針票を届出に利用した場合に、  
次回以降の届出において提出する検針票の例

## 【例1】

	前月末 指針	今月末 指針	電力量
4月分	1,000	2,000	1,000
5月分	2,000	3,000	1,000
6月分	3,000	4,000	1,000
7月分	4,000	5,000	1,000
8月分	5,000	6,000	1,000
9月分	6,000	7,000	1,000
10月分			
11月分			
12月分			
1月分			
2月分			
3月分			

6,000kWh (4~9月の合計量) を10月  
の相当量の記録届出期間に届出



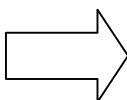
	前月末 指針	今月末 指針	電力量
4月分			
5月分			
6月分			
7月分			
8月分			
9月分			
10月分	7,000	8,000	1,000
11月分	8,000	9,000	1,000
12月分	9,000	10,000	1,000
1月分	10,000	11,000	1,000
2月分	11,000	12,000	1,000
3月分	12,000	13,000	1,000

10月以降の検針結果は新たな検針票  
に記入。

## 【例2】

検針日	検針値	電力量
4月1日	1,000	-
5月2日	2,000	1,000
6月2日	3,000	1,000
7月3日	4,000	1,000
8月1日	5,000	1,000
9月5日	6,000	1,000
10月2日		
11月4日		
12月7日		
1月2日		
2月3日		
3月5日		

6,000kWh (4~9月の合計量) を10月  
の相当量の記録届出期間に届出



検針日	検針値	電力量
4月1日		
5月2日		
6月2日		
7月3日		
8月1日		
9月5日	6,000	-
10月2日	7,000	1,000
11月4日	8,000	1,000
12月7日	9,000	1,000
1月2日	10,000	1,000
2月3日	20,000	1,000
3月5日	30,000	1,000

・10月以降の検針結果は新たな検針票  
に記入。  
・この際、9月の検針値を転記。

年度をまたがる検針票の全期間に係る電気について  
相当量の記録届出を行う場合の届出書記載例

【例】検針期間が16年3月21日～4月20日（電力量1,000kWh）の電力量を全て、平成16年4月に相当量として記録する場合

（記載ポイント）同一の相当量の記録届出書で届出を行うが、「新エネルギー等電気供給内容」については、3月分と4月分を分けて届け出る必要がある。

- ・3月分：  $1,000,000 \text{ kWh} \times 11 / 31 = 354,838.7 \text{ kWh} = 354,839 \text{ kWh}$
- ・4月分：  $1,000,000 \text{ kWh} \times 20 / 31 = 645,161.2 \text{ kWh} = 645,161 \text{ kWh}$

<新エネ等電気相当量記録届出書>

同一の届出書において、「新エネルギー等電気供給内容」を3月分と4月分を分けて届け出る。

新エネルギー等電気供給内容(注6)			
届出内容			備考
設備情報	設備名称	露ヶ原風力発電	
	設備ID	W123450C13	
供給期間		16年3月21日～16年3月31日	
新エネルギー等電気記録量(kWh)(注7)		354,839kWh	
提出書類の提供形態(注8)	提供形態(注9)		
	書類名		
	提供形態		
	書類名		
	提供形態		

新エネルギー等電気供給内容(注6)			
届出内容			備考
設備情報	設備名称	露ヶ原風力発電	
	設備ID	W123450C13	
供給期間		16年4月1日～16年4月20日	
新エネルギー等電気記録量(kWh)(注7)		645,161kWh	
提出書類の提供形態(注8)	提供形態(注9)		
	書類名		
	提供形態		
	書類名		
	提供形態		

## 検針票等の扱いについて

## 1. 趣旨

規則第7条に基づく新エネルギー等電気相当量の記録届出をする場合又は法第10条に基づく義務履行状況の届出をする場合及び法第11条に基づく帳簿保存をする場合においては、電気事業者又は発電事業者は、新エネルギー等電気の利用（又は供給）量を示す書面等を政府に提示し、又は保存する必要があるが、どのような書面等を提示し、又は保存する必要があるのかを以下に整理する。

なお、バイオマス発電の場合にあっては、以下に加えてバイオマス比率及びその算定根拠が必要となる。

また、認定を受けた発電設備に付随する電力量計によって確認された電気量が、例えば一部発電所内の施設で消費されるなど、系統（特定電気事業者にあっては自営線。以下同じ。）に全量潮流しない場合にあっては、当該電気量から所内消費分を差し引くなどして、当該電気量のうち系統押し出しに寄与した分のみを計算して法律上の新エネルギー等電気の量とするが、その際、計算内容及びその計算に用いる数字の根拠となる検針票等が必要となる。

## 2. 新エネルギー等電気相当量記録届出時又は義務履行状況届出時

## (1) 電気事業者による新エネ等電気相当量記録届出時又は義務履行状況届出時

原則として、これらの届出に際しては、発電設備毎の検針票（個々の発電設備毎に電力量計の实地検針を行った結果を一次情報として記録した書面（当該实地検針の結果を検針用携帯式電子端末に入力し、当該記録された情報を出力した書面を含む。）をいう。以下同じ。）の写しが必要であり、そこには発電設備名称（発電設備名称と購入元発電事業者名が同一である場合はいずれかが記載されていれば良い。以下同じ。）、利用電気量、利用期間、購入元発電事業者名（他から購入した場合に限る。）及び検針者名（検針者の署名又は押印でも良い。以下同じ。）が記載されている必要がある。

ただし、自動検針方式（発電設備に付属する通信機能付の電子式電力量計から送信される当該発電設備の累積電気量の指示数等を、自動検針装置（これに付属する記録用電子計算機を含む。以下同じ。）により受信及び記録し、その記録された指示数等をもって当該発電設備の電気量を確認する方式をいう。以下同じ。）の場合にあっては、その自動検針装置に記録された情報を出力した書面で足り、そこには発電設備毎の発電設備名称、利用電気量、利用期間及び購入元発電事業者名（他から購入した場合に限る。）が記載されている必要がある。

また、太陽光発電設備については、上記のいずれかによるか、又は上記の情報を集約した表を提出するものとする。表による場合にあっては、発電設備の名称、設備ID、利用電気量、利用期間及び購入元発電事業者名（他から購入した場合に限る。）が記載されている必要がある。

なお、上記のいずれについても、押印は不要である。

## (2) 発電事業者による新エネルギー等電気相当量記録届出時

原則として、この届出に際しては、発電設備毎の検針票が必要であり、そこには発電設備名称、供給電気量、供給期間、供給先電気事業者名及び検針者名が記載されている必要がある。

ただし、自動検針方式の場合にあっては、その自動検針装置に記録された情報を出力した書面で足り、そこには発電設備毎の発電設備名称、供給電気量、供給期間及び供給先電気事業者名が記載されている必要がある。

また、太陽光発電設備については、上記のいずれかによるか、又は上記の情報を集約した表を提出するものとする。表による場合にあっては、発電設備の名称、設備ID、供給電気量、供給期間及び供給先電気事業者名が記載されている必要がある。

なお、上記のいずれの場合についても、押印は不要である。

## 3. 帳簿保存時

上記2.において届け出た書面か、又はこれらの書面に記載された情報を集約した表を保存するものとする。ただし、上記2.において表を届け出た場合にあっては、当該表を保存するものとする。

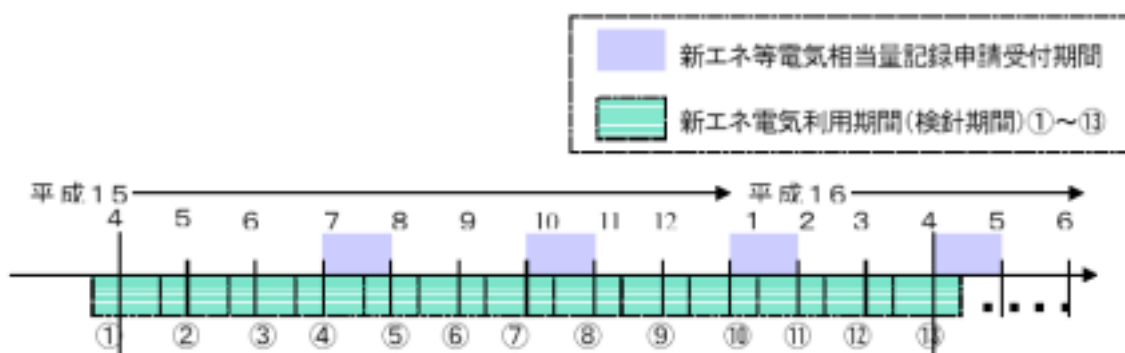
また、上記2.において届け出た書面に記載された情報を表に集約して保存する場合において、当該書面を新エネルギー等電気相当量記録届出に用いているときは、少なくとも当該新エネルギー等電気相当量記録届出に係る新エネルギー等電気の利用（又は供給）期間を最小単位として集約する必要がある。（例：4月から6月までの3ヶ月分の新エネルギー等電気利用（又は供給）量を新エネルギー等電気相当量として記録届出した場合は、帳簿保存に際して少なくともその3ヶ月を最小単位として集約する。）

なお、上記のいずれの場合についても、押印は不要である。

## 利用電力量の計算方法（検針票等の取扱い）について

- (1) 新エネ等電気相当量の記録申請( 毎四半期の初月 1 月間 )を行う場合又は義務履行届出( 義務年度終了後 6 月 1 日までの間 )を行う場合、検針票（写し）を提示して新エネ等電気利用量を証明する必要がある。
- (2) 新エネ等電気利用量としては、検針票の検針期間（例： 毎月 1 日～同月末日、 毎月 1 5 日～翌月 1 4 日等）において系統（特定電気事業者にあつては自営線）に流れた電力を測定する。
- (3) 検針票は一度しか提示できない。（二重に提示した場合は虚偽申告となる。）
- (4) このため、上記 の例等の場合（上記 の例以外の場合）は、原則として、検針を 1 5 日～月末と、翌月 1 日～ 1 4 日とする等、2 回に分けて行う必要がある。
- (5) ただし、検針を 2 回に分けない場合は、以下のように新エネ等電気利用量を算定する。

## 【検針票の検針日が毎月 1 日～同月末日以外の場合】



(例: 検針日が毎月 15 日～翌月 14 日の場合)

- ・ 検針票 については、3 月分は切り捨てで、4 月分のみ日割り計算して算入する。
- ・ 検針票 については、15 日以降に申請する場合は全部算入する。15 日前に申請する場合は申請日前の分を日割り計算して算入し、残りは切り捨て。
- ・ 検針票 については、3 月分のみ日割り計算して算入し、4 月分は切り捨て。
- ・ 検針票 ～ をまとめて 16 年 4 月に申請することも可能。（この場合 ・・・ は全て算入）
- ・ 検針票 ・・・ の扱いについては、相当量化しないで翌年度 4 月 1 日から 6 月 1 日までの間に直接 義務履行に充てる場合においても同じ。

- (6) なお、太陽光等発電等による新エネ等電気利用量で、電気事業者と販売電力量料金単価で余剰電力を購入する契約を締結しているものについては、上記取扱いにかかわらず、利用電力量の算定期間は料金調定月によることとする。(例えば、検針日が毎月15日～翌月14日の場合、4月の検針結果(3月15日～4月14日の電力量)は4月分とし、当該年度の利用電力量として扱う。)ただし、制度開始年においては、3月分は切り捨てで、4月分のみ日割計算して算入する。
- (7) また、法第8条第1項の正当な理由としての住宅用太陽光発電等による新エネルギー等電力量の算定に関しては、部長通知にあるように、当該措置の適用期間のはじめ又はおわりが、検針日に一致しない場合には、日割り計算できる。(一般電気事業者のみ対象。)

### 検針票が多数となる場合、検針票に代えて一覧表を提出する扱いについて

義務履行届出及び新エネ等電気相当量記録届出において、月単位で検針を行っている場合の検針票（ただし、バイオマス発電設備は除く。）の提出については、年度又は届出期間の始期と終期の検針票を提出し、年度又は届出期間中途の検針票は当該期間の月別検針一覧表（任意書式で利用電気量と利用期間を含んだもの）を個別検針票に代えることができます。

例：2003年4月～2004年3月の期間についての届出を行う場合  
2003年4月と2004年3月の検針票及び2003年4月～2004年3月の間の検針一覧表を提出する。

なお、次の場合は、検針票の提出省略期間が異なるので留意して下さい。

- 1．年度中途に取引用電力量計を取替えた（更新した）場合は、同一の電力量計を用いる期間の始期・終期の検針票と年度又は届出期間の検針一覧表を提出し、同一の電力量計を用いる期間の中途の個別検針票に代えることができます。
- 2．年度中途に、電力量計を新たに設置したなどにより新エネ等電気供給量の算出方法を変更した場合には、同一算出方法による期間の始期・終期の検針票と届出期間の検針一覧表を提出し、同一算出方法による期間の中途の個別検針票に代えることができます。